

試験研究費の総額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	法人名		
売上金額の明細			
事業年度又は 連結事業年度	売上金額	当該事業年度の 月数 19の事業年度の 月数又は連結事 業年度の月数	改定売上金額 (20) × (21)
19	20	21	22
売上調整年度	円	円	円
当期			
計			
平均売上金額 (22の計) ÷ (1 + 売上調整年度数)		23	円
特別共同試験研究費の額の明細			
共同試験研究・委託試験研究の内容		特別共同試験研究費の額	
24		25	
当期税額基準額		円	
計			
前期繰越分に係る税額控除の判定基準となる試験研究費の額の計算			
(1)のうち特別共同試験研究費の額 (25の計)		当該事業年度 ①	前事業年度又は 前連結事業年度 ②
特別共同試験研究費に係る税額控除割合 $\frac{15}{100} - ((3) \text{又は}(4))$	試験研究費の額	26	円
共同研究税額控除限度額 (9) × (10)	(26)償却のうち特別 開発研究用設備の償却費	27	円
当期税額基準額 (6) × $\frac{20}{100}$	普通償却限度額	28	
当期税額基準額残額 (12) - (8)	特別償却実施額 (27) - (28)	29	
当期分の共同研究特別控除額 (11)と(13)のうち少ない金額	差引試験研究費の額 (26) - (29)	30	
差引当期税額基準額残額 (7) - (8) - (14)	当該事業年度の月数 前事業年度の月数又は前連結事業年度の月数	31	円
繰越税額控除限度超過額 (33)の計(総額+共同)	改定試験研究費の額 (30) × (31)	32	円
同上的うち当期控除額 (15)と(16)のうち少ない金額 (30の①) ≤ (32の②)の場合は0	事業年度又は 連結事業年度	区分	前期繰越額 又は当期税額 控除限度額
法人税額の特別控除額 (8) + (14) + (17)	平 . . .	総額	当期控除額
	平 . . .	共同	翌期繰越額 (33) - (34)
	平 . . .	総額	円
	平 . . .	共同	
	計	総額	
	当期分	総額	(5)
		共同	(8)
		共同	(11)
	合計	総額	(14)
		共同	

別表六七) 平十七・四・一以後終了事業年度分

別表六（七）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の4第2項、第3項又は第4項（試験研究費の総額等に係る法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
 - 2 「試験研究費の額1」には、当期の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額を記載します。

なお、試験研究費に充てるために他の者（その法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含みます。）から支払を受ける金額がある場合には、その支払を受ける金額を控除した金額を記載します。
 - 3 「税額控除限度額（(1)×(3)）又は（(1)×(4)）5」には、「4」欄の記載がない場合には「(1)×(3)」の金額を記載し、「4」欄の記載がある場合には「(1)×(4)」の金額を記載します。
 - 4 「特別共同試験研究費に係る税額控除割合 $\frac{15}{100}$ - (3)又は(4) 10」には、「4」欄の記載がない場合には「0.03」と記載し、「4」欄の記載がある場合には「0.15 - (4)欄の割合」を小数で記載します。
 - 5 「売上調整年度」には、適用を受ける事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度（以下「売上調整年度」といいます。）を記載します。
 - 6 「売上金額20」の各欄及び「改定売上金額22」の「当期」欄には、棚卸資産の販売その他事業として継続して行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供に係る収益の額（営業外の収益の額とされるべきものを除きます。）を記載します。
 - 7 「 $\frac{\text{当該事業年度の月数}}{\text{(19)の事業年度の月数又は21}}$ 」の分子には、当期の
- 月数を、分母には「19」の事業年度又は連結事業年度の月数をそれぞれ記載します。
- なお、月数は暦にしたがって計算し、1月に満たない端数は1月とします。
- 8 「平均売上金額((22)の計)÷(1+売上調整年度数)23」の算式中の「売上調整年度数」には「19」に記載した事業年度又は連結事業年度の数を当てはめて計算します。
 - 9 「共同試験研究・委託試験研究の内容24」は、当期の試験研究費のうち特別共同試験研究費の額がある場合に、その特別共同試験研究費に係る共同試験研究、委託試験研究の内容を記載します。なお、この場合にその特別共同試験研究費の額が措置法令第27条の4第19項第1号又は第3号から第5号まで（特別な試験研究）に掲げる試験研究に係るものであるときには、措置法規則第20条第13項又は第15項から第17項まで（試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除に係る証明等）に定めるところにより、所定の証明書の添付が必要とされますので御注意ください。
 - 10 「翌期繰越税額控除限度超過額の計算」の「総額」欄には試験研究費の総額に係るものを記載し、「共同」欄には特別共同試験研究費に係るものを記載します。
 - 11 「前期繰越額又は当期税額控除限度額33」の「計」までの各欄は、前期のこの明細書の「翌期繰越額35」の金額(前期が連結事業年度である場合には、別表六の二(四)付表三のその法人に係る「翌期繰越額」の金額)を移記し、「当期分」には「5」及び「11」の金額を記載します。